

修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法

I 教育課程等

1. 大学院研究科の教育課程

○ 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

(1) 現 状

大学院の設置目的は、学校教育法第 65 条に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」とあり、学術・研究の高度化を推進し、優れた研究者・高度専門職業人等の養成を目的としている。大学院学則 2 条 1 項においても「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性の求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする」と規定されている。

(2) 改善方策

各研究科においても、それに対応した人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を設定し、大学院学則別表 4 にて明示する予定である。

○ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

(1) 現 状

ア 現 状

本学では学部を基礎とした研究科（研究者養成型大学院）と学部を基礎としない高度職業人養成型大学院（専門職大学院）を設置している。前者は国際日本学部を除く各学部を基礎とする 7 つの研究科と本学の人文科学系学部、社会科学系学部、また自然科学系学部の上に成り立っている教養デザイン研究科の計 9 研究科であり、後者は 2004 年度以降に設置された 4 つの研究科が担っている。

研究者養成型大学院については、教養デザイン研究科を除いた、いずれの研究科も学部の教育課程を基礎としたカリキュラムが設定されており、学部所属の教員が研究科委員会の構成員となっている。各研究科とも、大学院学則にあるように博士前期課程・修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学力を養うべく、カリキュラムが編成されている。博士前期課程・修士課程においては、文学研究科を除く各研究科で本学学部在籍者を対象とした学内選考入学試験を実施しており、研究科によっては、学部在籍時における研究科設置科目の「先取り履修制度」も設定している。2008 年 4 月に新設された理工学研究科新領域創造専攻では、安全学系・数理ビジネス系・デジタルコンテンツ系の 3 つの系によって構成され、人文・社会科学の領域との有機的連携による新たな領域にチャレンジしている。情報コミュニケーション研究

科は、現代情報社会において生じる種々の問題を的確に把握・分析・解析したうえで、情報社会を生きる新しい「教養」を創造して身につけることを目的としている。教養デザイン研究科は、倫理・哲学・宗教領域研究コース、文化領域研究コース、平和・環境領域研究コースの3コースから構成され、「人間性とその適正な環境の探求」をテーマとして学際的な研究を目的とし、はじめて和泉校舎に開設された。この結果、駿河台・生田・和泉の3キャンパスから最先端の研究成果を社会に発信し、有為な人材を育成する体制がいっそう強化された。新設された各研究科・専攻とも、現代社会が要請する様々な学修および研究のニーズに応えるものである。

イ 問題点

一部の研究科では学部からの入学者が少ない。

(2) 改善方策

学部と緊密な教育上の連携を保ち入学者を確保すると同時に、適正な入学定員について検討する。

○ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

(1) 現 状

博士後期課程においては、博士前期課程・修士課程において修得した基礎能力・学識を土台とし、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことができるよう、研究指導を中心としてカリキュラムを編成している。

(2) 改善方策

教育内容は適切であり、両者の関係も適切である。

○ 博士課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

(1) 現 状

学界の指導者として活躍する本学大学院の出身者は、確実に増加している。そうした傾向を維持し、それに一段と加速度をつけるため、各研究科では目下、博士学位・修士学位を取得するための手続きをより明確にし、学位取得に必要な制度を充実することに努めている。

(2) 改善方策

2009年度より各研究科シラバス等に、博士学位・修士学位取得のためのガイドラインを掲載するなど、公開の準備を進めている。これにより、学位取得のためのプロセスが明示されることとなる。

2. 専門職学位課程の教育課程と専門職学位課程制度の目的ならびに専門職大学院固有の教育目標との適合性

(1) 現 状

(法科大学院)

カリキュラムは、①法曹としての実務に必要な公法系・民事法系・刑事法系の

「法律基本科目」を、同様に、②主として法律実務の基礎的素養を涵養する「実務基礎科目」、③多様な実定法の学識を修得するための「展開・先端科目」、さらに、④基礎法学や隣接領域について「基礎法学・隣接科目」を、それぞれ1年次から3年次にわたって体系的に配置している。

教育方法について、授業は、講義形式、演習形式、実践形式（法文書作成、模擬裁判など）に応じて、少人数、双方向多方向授業方式で行われている。特に、同一科目を複数の教員が担当する科目においては、教員同士が相互に密接な連携を図りつつ教育に当たる「チームによる教育」の手法がとられ、成果を上げている。

（専門職大学院）

グローバル・ビジネス研究科では、経営の機能分野のほとんどすべてを網羅する多様な科目（ファイナンス、ファイナンス等複合、リアルエステート、マネジメント、アカウンティング、マーケティングの6領域の各々の要請を満たす多種類の科目）を揃え、かつ、その中から学生が想定するキャリアパスに応じて専門的な科目を選択できるようにカリキュラムが設定されている。

ガバナンス研究科では、公共政策の形成・展開過程に即して、院生に分かりやすく、また政策創造能力・政策実施能力・政策評価能力が涵養されるようカリキュラムが編成されている。長所として、多様なカリキュラムとともに社会経験の多様性を背景に進学してきた者からなるので、視点・論点について多様な議論・提言が活発に行われている。

会計専門職研究科では、会計専門職業人としてのニーズに的確に応えうる人材を育成することを教育の理念に掲げ、専門知識や技能の習得にとどまらず、高い職業的価値観と職業倫理に根ざした論理的思考力および判断力を有する人材を育成し、輩出することをもって社会に貢献することを設立目的とし、専門職学位課程制度の目的及び高度会計専門職業人の育成と輩出という本研究科の教育理念に適っている。その使命と理念、教育目標の実現を可能とするための授業科目等の配置を図っている。

（2）改善方策

教育課程、教育目的と教育目標は適合しており、適切である。

3. 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

（1）現 状

大学院の授業形態は研究指導など少人数の講義・演習形式が主であるが、研究科によっては、実習科目等が設置されている。各研究科のカリキュラムや研究科間共通科目は大学院学則別表1、1の2、1の3で定めており、それらの授業科目の単位計算については、大学院学則第23条に定めるところにより、適正に運用されている。法科大学院、専門職大学院も、大学設置基準第21条の規定に準じて実施しており妥当である。

（2）改善方策

適切かつ妥当な方法で規定し、運用している。

4. 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性）

(1) 現 状

入学前の既修得単位や、他研究科・単位互換協定を締結した他大学院や、外国の大学院等での修得単位の認定については、大学院学則第 30 条の 2 や研究科のカリキュラム、授業内容に基づき、各研究科において適正に審査、認定している。

法科大学院学則、専門職大学院学則に規定し、入学予定者の請求に基づき教授会で審議している。

(2) 改善方策

適性に審査、認定している。

5-1 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮（大学院）

(1) 現 状

社会人学生に対しては研究と実務に卓越した教員を配置して高度職業人教育を実施している。また、社会人大学院生が受講可能な土曜・夜間開講を実施している。国費留学生や交換外国人留学生に対しては、チューター制度を採用することにより、教育のみならず日本文化を理解する手助けを実施している。今後、理系はもとより文系の研究科においても、大学院学生には研究成果を外国語によって発表する必要性が増えるので、大学院全体の共通科目として研究科間共通科目を設置し、国際系科目群では英語による授業を実施している。また学際系科目群では、複数の研究科に複合的横断的に関わる科目を設置している。

国際化の推進については、大学としての留学制度に加え、日仏共同博士課程、ルノー財団パリ国際 MBA プログラムなど多くの機会が提供されている。さらに、都心型大学院としての教育・研究拠点であり、リバティタワー、アカデミーコモン、さらには生田校舎のハイテクリサーチ・センターなど施設面での充実も先進的である。

一部の研究科では、認証評価にて、研究科としての特徴が希薄であり、独自の創造的なプロジェクトの推進が望まれる、また、「研究者養成コース」と「専修コース」の違いを明確にするべき、必須となる領域の科目不足、教員により指導を受け持つ大学院学生の人数に多寡があること等、教育課程、指導体制の見直しを求める指摘もある。

現在、大学院の制度改革を積極的に進めているところであり、大学院 GP 等で領域横断・文理融合の連携が推進されている。2007 年度は、理工学研究科基礎理工学専攻数学系が組織的な大学院教育改革推進プログラムに、2008 年度は、文学研究科が大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）に採択された。学界の指導者として活躍する本学大学院の出身者は、確実に増加している。そうした傾向に一段と加速度をつけるため、各研究科では目下、博士学位を取得するための手続きをより明確にし、学位取得に必要な制度を充実することに努めており、2009 年度より各研究科シラバス、HP 等に、博士学位・修士学位取得のためのガイドラインを掲載し、明示する予定である。

現在推進されているプロジェクトとして、他に「魅力ある大学院教育イニシア

タイプ」に採択された「社会との関わりを重視したMT S 数理科学教育」がある。また「NTT 物性科学基礎研究所」「独立法人海洋研究開発機構」「三菱電機デザイン研究所」と連携大学院協定を締結しており、派遣学生と連携研究機関の増加を図ることにより、より幅広い知識が必要となる学際的・総合的研究が行える。

大学院教育の改革状況（COE，GP等の採択）

プログラム名	本学取組名称 [実施組織]
組織的な大学院教育改革推進プログラム（2007年度）	社会に数理科学を発信する次世代型人材創発 [理工学研究科基礎理工学専攻数学系]
大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）（2008年度）	複眼的日本古代学研究の人材育成プログラム [文学研究科]
魅力ある大学院教育イニシアティブ	社会との関わりを重視したMT S 数理科学教育
グローバルCOEプログラム（2008年度）	現象数学の形成と発展 [先端数理科学インスティテュート（MIMS）]

連携大学院協定の締結

連携先機関
NTT物性科学基礎研究所
独立法人海洋研究開発機構
三菱電機デザイン研究所

また2008年度には、先端数理科学インスティテュート（MIMS）を拠点とし、国内外の研究機関と連携して、数学と諸科学の融合を目指す現象数理工学的思考および技術を身につけた研究者・高度専門職業人の育成を目指すプログラム「現象数学の形成と発展」が、グローバルCOEプログラムに採択された。これらのプロジェクト・プログラムの実践により、現代の国際社会において科学の発展に寄与する人材が育成されると期待される。

プロジェクトの推進という点で言えば、将来的に文部科学省のGP等へ申請する予備段階として、大学院配付予算により研究科からGPを公募し選定する試みも始めた（学内GP）。

(2) 改善方策

今後、教育課程、指導体制については、各研究科において入学試験を含めた受入れ体制の改革を念頭に置いて、見直しをしていかなければならない。

COEプログラムなど最近の競争型研究補助金は、後期課程の学生教育を念頭にしている。本学大学院が社会的な認知度を上げるためには、博士後期課程に属する大学院学生の母数を増やすことが、なによりも必要とされる。学位授与に至るまでのロードマップを提示することでより充実した教育の実施を可能にすることとなる。

5-2 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮（専門職大学院）

(1) 現 状

全学報告書

法科大学院では、豊富な社会経験を持つ社会人の受入れを積極的に行っている。本法科大学院では、専門法曹養成のための基礎教育として、①企業法務、②知的財産、③ジェンダー、④環境、⑤医事・生命倫理、の5分野の充実を図っている。社会人の場合、これらの科目が充実していることを理由に入学志願する者が多く、本学の大きな特色である。特に、改善すべきことはない。

グローバル・ビジネス研究科では、基礎から応用に向けて学習レベルを上げていく工夫がなされているほか、「専門科目群」ではファイナンス、ファイナンス等複合、リアルエステート、マネジメント、アカウンティング、マーケティングの6領域が設定され、学生が自らのキャリアパスを想定して専門的知識を修得できるようにしている。長所として、主要科目については、講義科目に演習科目を付加して、前者で理論を学び、後者で実務的問題に接近している。また、ケーススタディ、ワークショップなどの科目が多く実務と理論との接合が図られている。

ガバナンス研究科では、留学生について、英語による講義、演習科目のみで40単位を充足することができ、1年次から、留学生個人について指導教授が配され、外国生活に早く慣れることができるよう配慮されている。外国人留学生については、政府派遣留学生、国費留学生に等に限定しており、目的意識・経済的基盤に問題はないと考えられる。また、留学生ラウンジにおけるきめ細かい対応は、学業生活を進める上で大きな支えになっていると思料する。

ガバナンス研究科における社会人・留学生の受入状況

学年種別	2006	2007	2008
社会人	53名	38名	38名
留学生	4名	13名	11名
その他	8名	8名	6名
計	65名	59名	55名

ガバナンス研究科における留学生受け入れ状況(内訳)

年度	種別	人数	合計
2006	マレーシア政府給費留学生	4名	4名
2007	マレーシア政府給費留学生	6名	13名
	国際協力機構研修事業留学生 (ブータン1名,カンボジア1名)	2名	
	外務省人材支援無償事業留学生 (バングラデシュ3名,フィリピン2名)	5名	
2008	マレーシア政府給費留学生	2名	11名
	国際協力機構研修事業留学生 (ベトナム2名)	2名	
	外務省人材支援無償事業留学生 (フィリピン2名,バングラデシュ3名,ウズベキスタン2名)	7名	

会計専門職研究科における学生の受け入れに関しては、特段の制限はないが、昼間時間帯(9:00~17:50)を主たる講義時間帯としていることから、現実的に

全学報告書

は社会人学生の就学は困難である。留学生の受け入れについては、同様に特段の制約事項を設けてはおらず、本研究科における一般入学試験区分において合格した者のみを受け入れている。

会計専門職研究科 2008 年度入学者 社会人数・留学生数

	男性	女性
社会人	7	3
留学生	0	1

(2) 改善方策

各研究科の教育課程に応じて社会人、留学生へ配慮が行われ適切である。

6. 独立大学院等の教育課程

(法科大学院)

標準修業年限である3年制の未修者コースと1年短縮された2年制の既修者コースを設置している。特に、改善すべきことはない。

(グローバル・ビジネス研究科)

修了者の進路については、事務室等での確に把握する体制が整備されている。また、これについては、個人情報保護を阻害しない限りにおいて、ガイドブックやオリエンテーションなどで定期的・継続的に公表するようにしている。

(ガバナンス研究科)

公共政策大学院のカリキュラムは、政治学・行政学を中核としており、社会人にとっては、学部における学位課程と一致することはないとしても、その職務内容（議員・公務員）において、政治学・行政学の基礎的素養・問題意識に欠けることはまずなく、社会経験があり、問題意識をもって入学する者にあつては、公共政策学の習得に欠けることはない。ただし、法学・財政学等は、技術性が高いため他学部出身者にとっては、一般的な習得が難しい面があるが、公共政策学の一つとして、法学・財政学を学ぶのであるので、教材・教育方法を工夫することで習得を目指すことができる。

(会計専門職研究科)

入学前の早期にガイダンスを実施して、入学後の授業内容や履修モデル等について説明を行っている。そして、入学直前の2月～3月には、「入学前基礎講座」と称して入学前教育を実施し、簿記・原価計算等の基本科目の学力の向上を図っている。4月の入学後のガイダンスの後、筆記試験免除で入学してきた学生もふくめて一斉に学力テストを行い、全学生の学力を測定し、履修指導等に活かしている。また、正規の授業とは別に、教育補助講師による「簿記演習補講」の講義を週2コマ行っている。教育補助講師任用資格は、博士の学位を有している者等となっており、一定の能力と基準を満たしている。

(2) 改善方策

学士課程との一貫性を確保するための方策については、各研究科の特色にあわせて配慮されており適切である。

Ⅱ 教育方法等

1. 教育効果の測定

○教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

(1) 現 状

学生の主体的な学習を促進するため、本学及び各学部の教育活動が、学生へどのような教育効果をもたらしたか、これを測定することは重要な教育活動である。大学及び各学部、各研究科の教育目標の達成と教育内容の充実を図るため、教育開発・支援センターにより、教育効果の測定は全学的に実施されている。大学院の授業は、少人数の演習・講義形式のものが殆どであることと、大学院生の最終目標が論文作成による学位取得であるので、教育効果の測定は、指導教員による研究指導、論文作成指導や、課程のコースワーク実施が該当すると思われる。しかし教員によって指導を受け持つ大学院学生の人数に多寡があること等、指導が不十分になることも考えられる。今後、各研究科において、積極的な複数の教員による指導体制（主担当・副担当）の導入が検討されるべきと思われる。

法科大学院では、適性試験成績、入学試験成績、在学時の学業成績、新司法試験合格の有無を連動した検証を行っており、在学時の学業成績（必修科目のGPA）が高い者が新司法試験に合格する傾向があることから、法科大学院での教育の実効性を確認している。

(2) 改善方策

2008年度には、修了予定者を対象として、授業満足度アンケートを実施したが、対象が修了予定者であり、実際の回答については必ずしも大学院生の真意を汲み取れていない部分が多いため、その方法を検討する。

○修士・博士・専門職学位課程修了者（修了年限満期退学者を含む）の進路状況

(1) 現 状

（大学院）

大学院修了生の進路状況については、学位記受領証の記入データを就職・キャリア形成支援グループが収集し、統計データを作成している。進路は多岐にわたっているが、博士前期課程の主な進路として民間企業、公務員、教員等が挙げられる。例年、博士前期課程の修了生のうち、博士後期課程へ進学する者もいる。

博士後期課程修了者の主な進路としては、任期付きの研究職や民間企業の高度な専門職などが挙げられる。

（法科大学院）

毎年度、95%以上の者が新司法試験を受験する。そのうち、45%（06年）、40%（07年）32%（08年）程度の者が、新司法試験に合格している。合格率が制度発足当初想定されていた7～8割を大幅に下回っていることから、全国的に入学定員削減の流れがあり、本学も2010年度入試から15%の削減をすることにした。

（ガバナンス研究科）

学卒者院生の進路状況については、公務員、公共政策分野に関わる民間企業等に就職しており、特段の問題は生じていない。

（会計専門職研究科）

修了者へのオフィスアワーの開放、修了者による本研究科の同窓会、教員と在学生との懇親会、あるいは明治大学公認会計士会と在学生との懇談会等に修了者にも参加してもらうことにより、修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が把握できるように整備されている。また、本研究科独自にキャリアコーディネーターを配置し、修了者の進路の把握と支援に供している。

(2) 改善方策

一般企業への就職を希望する者には、就職キャリア支援事務室と連携を密にし、大学院生の就職相談、ガイダンス等への積極的な参加を促進するべきと思われる。

○大学教員、研究機関の研究者などへの就職状況と高度専門職への就職状況

(1) 現 状

大学教員や、研究機関の研究員のポストは極めて少ない。したがって、博士後期課程修了後、すぐにこのようなポストに就職できるのは稀である。

法科大学院では95%以上の学生が新司法試験を受験する。本法科大学院は、毎年度、合格者数は全国第6位であり、全国平均と同様の合格率を保っている。

(2) 改善方策

研究支援員制度の充実など、修了者の教歴や研究歴にプラスとなるような制度の拡充が必要と思われる。就職促進活動については、他大学の教員となっているOBと懇親会を行い、就職先開拓の一助としている研究科もある。法科大学院では、合格者数を100名以上とすることと、合格率の向上が当面の課題である。

2. 成績評価法

○学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

(1) 現 状

大学院の授業は、少人数の演習・講義形式のものが殆どであり、平常の口頭発表やレポート、試験を課すなど、適正に評価が行われている。また大学院では、2007年度より成績評価法としてGPA制度を導入し、成績評価に公平性と信頼性を保っている。履修科目登録については、各人の研究テーマに基づき、各研究指導担当教員の指導、助言により、適切に運用がなされている。

法科大学院では、適性試験成績、入学試験成績、在学時の学業成績、新司法試験合格の有無を連動した検証を行っており、在学時の学業成績（必修科目のGPA）が高い者が新司法試験に合格する傾向があることから、法科大学院での教育の実効性を確認している。

(2) 改善方策

適切に評価されている。

○専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

(1) 現 状

法科大学院では、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（文部科学省告示第53号）に従い、1年間の履修上限単位数は36単位と定めている。再履修科目についても、年間履修制限単位数に組み込んでいる。特に、改善すべきことはない。会計専門職研究科では、本研究科では、2年間以上在籍し、56単位

以上の単位を修得することを修了要件としているが、1年間で履修できる単位数の上限を36単位に制限している。なお、このほか再履修として6単位を認めている。

(2) 改善方策

適切に運用されている。

3. 研究指導等

○教育課程の展開並びに学位論文の作成を通じた教育・研究指導の適切性

(1) 現 状

大学院においては、履修科目登録の段階から、各人の研究テーマに基づき、学位論文作成を念頭に置き、各研究指導担当教員の指導、助言により、適切に履修指導が行われている。

(2) 改善方策

課程制大学院の主旨に基づき、今後はコースワークの充実、論文作成指導については、タコ壺化を防ぐため、各研究科で研究指導担当教員の主担当・副担当制の更なる導入が望まれる。

4. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

○教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）およびその有効性

（大学院）

(1) 現 状

ア 現 状

大学院におけるFDに関して、2007年度認証評価結果において「大学院では、FD及び履修指導に関する各種の組織的取り組みが十分に行われておらず、改善が望まれる」との助言が付された。大学院では、「院生協議会」という大学院生の組織があり、その代表と大学院執行部とが、年に数回、教育・研究・施設面での要望をヒアリングする機会を設けている。研究科においても、研究科執行部と「院生協議会」とのヒアリングを実施しているところもある。

イ 問題点

2008年度には、修了予定者を対象として、授業満足度アンケートを実施したが、対象が修了予定者であり、実際の回答については必ずしも大学院生の真意を汲み取れていない部分が多い。

(2) 改善方策

今後アンケート実施方法の見直しを検討していく。大学院では「大学院教育改革推進委員会」を設置し、FDについてはこの委員会にて取り組んでいく。今後はキャンパス・ハラスメントの講演会などを行う予定である。また各研究科においても、委員会を設置しFDに取り組む。

大学院としては、課程教育を組織的に展開していくことを念頭に置いて、GP等に積極的に取り組んでおり、2008年度は、文学研究科の「複眼的日本古代学研究の人材育成プログラム」が大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）に採択された。他にも学内でGPに発展するようなプログラムを選定し、申請準備を

している。

(法科大学院)

(1) 現 状

組織的な取り組みとして、①年2回、全教員を対象に終日開催する「FD研修会」、②年4回程度、教授会終了後に開催する「ランチョンミーティング」、③チーム教育を実現する手段として各グループで開催する授業のための打合せ、④各学期2週間にわたって実施する「授業相互見学」、⑤各学期実施する科目ごとの「授業評価アンケート」、⑥新入生に対して実施する「教育に関するアンケート」、⑦年2回、学生有志と教員による「学生の意見を聞く会」、⑧修了生による「新司法試験意見交換会」がある。これらを通して、教員は専門分野を深め、法科大学院教育への知見を広げるとともに、教育について改善すべき点を今後の授業運営に反映させている。

(2) 改善方策

これらの取り組みを今後とも確実に実行していく。

(グローバル・ビジネス研究科)

(1) 現 状

1年に2回、学生による授業評価アンケートが行われている。その結果は教授会で各々の教員についての対処方法が議論されている。また、アンケート結果は科目担当教員へ通知し、今後の授業の改善につなげるようにしている。これによって教育の改善が図られるようになっている。

シラバスについては、①授業の概要・目的、②開講回数・開校日毎の授業内容を具体的に明記し、③履修の注意点、④教科書・参考書、⑤成績評価の方法その他の記述により、授業方針が詳細に記載されている。

(2) 改善方策

毎年シラバスの見直しが行われているのでこれを継続する。

(会計専門職研究科)

(1) 現 状

授業評価アンケートおよび研究科アンケートの結果、ならびに個々の教員が入手した学生からの情報について教授会やFD委員会で議論し、実施できるものは直ちに実施するように対応している教授会やFD委員会においては、学生の修学状況、授業評価アンケートの結果による各教員の授業内容や指導の質について常に議論され、これらの改善を図っている。こうした活動は、すべての教員（専任、特任、兼任、および兼任教員）に通知され、各教員の授業内容、指導方法等に反映されるほか、毎年3月にすべての教員を対象として開催する教員連絡会においても、出席したすべての教員に依頼している。また、教育に関する資源の有効活用の観点から、配置する科目に関しては、学生のニーズをはじめとする諸要件を踏まえた検討において、開設の是非ならびに未開講もしくは廃止等の措置を講ずることにしている。

(2) 改善方策

適切に行われている。

○シラバスの作成とその活用状況

(大学院)

(1) 現状と問題点

2001年度から全学的にシラバスを電子データ化し、「Oh-o! Meiji システム」のクラス・ウェブから、学生、教職員、学外者への公開を可能としている。また、過年度のシラバスも公開することにより、担当教員の講義内容、教授法等への改善、工夫の取組みが年次ごとに比較できる。

シラバスの公開については、各研究科で公開レベルを決定しているが、多くの研究科が教員個々の判断に委ねている。日々の授業は、研究科の教育理念に基づき、研究科のカリキュラムに従って実施されるべきものである。これを周知するシラバスは、社会へも積極的に公開し、授業内容がカリキュラムと比較して適切か常に検証されるべきものである。シラバスの公開は、大学として制度的に検討しなければならない。

シラバスに関し、2007年度の認証評価結果において「全学部・研究科において、シラバスは一定の書式で作成しているが、授業内容の記述について、精粗がみられ改善が望まれる。」という助言が付された。

(2) 改善方策

特に大学院について「成績評価基準をシラバス等に明示していないので改善が望まれる」という助言が付されている。このことについては、2009年度シラバス作成にあたり、博士後期課程の項目についても、各教員の研究テーマのみでなく、博士前期課程と書式を共通とし、「成績評価の方法」の項目を設け、基準を明示するようにした。記述の精粗については、今後さらに改善が必要と思われる。

(法科大学院・専門職大学院)

(1) 現 状

シラバスについては、教員相互間での講義内容の重複の回避、補足・展開を可能にしておき、さらに前年度の講義内容の見直しと進展、教材資料開発の要否等の判断材料となっている。受講生に示した成績評価基準は、成績評価にあたり、教授会において、シラバスで明示された基準および方法と対比することで公正さのチェックを行っている。なお、シラバスは1年に1回見直しが行われている。

(2) 改善方策

シラバスは適切に作成されている。

○学生による授業評価の活用状況

(大学院)

(1) 現状と問題点

2008年度には、修了予定者を対象として、授業満足度アンケートを実施したが、対象が修了予定者であり、実際の回答については必ずしも大学院生の真意を汲み取れていない部分が多い。

(2) 改善方策

今後、対象に在生学生を含める等、アンケート実施方法の見直しを検討していく。

(法科大学院)

(1) 現 状

各期の終了前に、全科目で「授業改善のためのアンケート」を実施している。

その集計結果を、個人別・科目別または科目群別・法科大学院全体で集計し、全教員に配付している。これら結果は、事務室窓口で学生の閲覧に供している。加えて、各教員には、自由記載欄の指摘事項についても、提供している。これらはFD研修会の討議での検討材料に使われたり、次年度のシラバス作成の際の参考に使われることがある。

(2) 改善方策

質問項目の見直しと集計結果の様式を改め、2008年度から新方式での運用を開始したところ、教員の受け止め方(集計結果が見易くなった)は概ね好評であり、これを継続していく。

(会計専門職研究科)

(1) 現 状

1年に2回、学生による授業評価アンケートおよび研究科に係るアンケートを実施している。学生による授業評価アンケートには、マークシート方式による客観的評価部分と自由記述部分がある。前者の結果は、学生やすべての教員(専任、特任、兼任、および兼任教員)をふくめて、制限することなく一般に公開している。また、後者もふくめたすべてのアンケート結果は教授会メンバー全員に開示し、今後の授業の改善につなげるようにしている。学生による授業評価アンケートは、各期におけるそれぞれの科目の最終の授業時に実施するが、担当教員はアンケート用紙を配布するだけにとどめ、回収および事務室への提出は出席学生の有志に委嘱している。これにより、記述および回答の秘匿性を確保している。また研究科に係るアンケートについては、教授会において内容を議論し、回答を取りまとめた上で、学生に公開している。

(2) 改善方策

適切に活用されている。

○修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

(大学院)

(1) 現 状

2008年度には、修了予定者を対象として、授業満足度アンケートを実施したが、対象が修了予定者であり、実際の回答については必ずしも大学院生の真意を汲み取れていない部分が多い。

(2) 改善方策

今後対象を修了生としたアンケート実施方法の検討をしていく。

(法科大学院)

(1) 現 状

新司法試験終了後ほどなく、修了生有志による「新司法試験意見交換会」を開催し、法科大学院カリキュラムや各授業科目の有用性をはじめとする法科大学院教育全般に係わる意見聴取の場を設けている。この会で得た意見は、教授会に報告される。

(2) 改善方策

仕組みは適切に導入されている。

(会計専門職研究科)

(1) 現 状

修了者への対応としては、在学時と同様のオフィスアワーの開放、本研究科同窓会、教員と在学生との懇親会、あるいは明治大学公認会計士会と在学生との懇談会等への参加を可能とする可能とすることにより、修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が把握できるように整備されている。また、本研究科独自にキャリアコーディネーターを配置することにより、修了者の進路の把握と支援に供している。

(2) 改善方策

仕組みは適切に導入されている。

Ⅲ 国内外との教育研究交流

1. 国内外との教育研究交流

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

(大学院)

(1) 現 状

国際的なレベルで活躍できる研究者を育成することは、本学大学院に課せられた大きな社会的責任である。大学院においては協定校留学生、認定校留学生制度の他、「ルノー財団国際MBAプログラム、パリテック修士号プログラム、サイクルメジャープログラム」などの制度がある。

(2) 改善方策

派遣については全体的に活発とは言えず、必ずしも積極的に留学を支援する体制になっていない。この点では国際交流が十分に行われているとはいえず、改善が望まれる。国際レベルで活躍する人材の養成を目標に設定している研究科が多いものの、海外からの客員教授招聘や客員教授による講義の実施、国際会議への大学院学生の参加等の状況については、国際交流が活発であるとは言いがたい。

研究者の交流については、現状では殆どが、教員の個人レベルにゆだねられており、組織的な取り組みに至っていないので改善が望まれる。

(法科大学院)

(1) 現 状

本法科大学院の養成する法曹像の一つとして、「アジア諸国において活躍する法曹の養成」を掲げている。

(2) 改善方策

基本方針は適切である。

○国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

(大学院)

(1) 現 状

今後、理系はもとより文系の研究科においても、大学院学生には研究成果を外国語によって発表する必要性が増えるので、大学院全体の共通科目として研究科間共通科目を設置し、国際系科目群では英語による授業を実施している。また学

際系科目群では、複数の研究科に複合的横断的に関わる科目を設置している。

また、2008年度は、文学研究科の「複眼的日本古代学研究の人材育成プログラム」が大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）に採択された。このプログラムは韓国の高麗大、慶北大等の協力のもと、共同授業の実施や研究調査のプログラムを実施する。

(2) 改善方策

適切に措置されている。

(法科大学院・専門職大学院)

(1) 現 状

法科大学院では、豪・西シドニー大学法学部及び中国・南京師範大学法学院との間に、教員の往来がある。ガバナンス研究科は、英語授業のみで修了可能なカリキュラムとなっており、国費留学生を受け入れている。発展途上国の若手行政職幹部を育成するという観点から、マレーシア政府派遣留学生や国際協力機構（JICA）派遣留学生等、留学目的が明確な国費留学生を受け入れているもので、教育効果をあげることができると思料している。

(2) 改善方策

適切に措置されている。

○国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

(大学院)

(1) 現 状

大学院における国際化を一層進捗させるために、ダブルディグリーの導入問題は、重要な検討課題である。また、理系・文系を問わず、大学院生には研究成果を外国語によって発表する必要性が増加している。英語による論文発表は、当然視される分野も多い。ダブルディグリー制度の実現には、まず相手校で一定の単位を修得したことを自校の学位課程において明記する「国際プログラム」を双方で整備する必要がある。

また、国内の大学院との交流については、2009年1月30日に本学大学院理工学研究科と広島大学大学院理学研究科とで、同じく3月28日には龍谷大学大学院理工学研究科とで研究指導の委託に関する覚書（単位互換に関する覚書）を交わした。

(2) 改善方策

現在、経営学研究科においてマレーシア工科大学とのダブル・ディグリープログラムの導入（2010年4月）を目指した協定を締結すべく、双方で準備中である。

国内他大学大学院における履修制度については、「首都大学院コンソーシアム」や研究科ごとに締結した、単位互換協定制度がある。しかし、全般的にその交流については活発とは言えず、活性化の方策が必要である。

(法科大学院・専門職大学院)

(1) 現 状

中央大学と琉球大学との共同による、文科省の専門職大学院等教育推進プログラム「グローバル化に対応した法曹養成プログラム」が採択され、一部プログラムに本学教員が関与するとともに、海外研修プログラムに学生を派遣している。

ガバナンス研究科では、海外との教育研究交流の推進と日本文化についての理解を広げる趣旨で、2006年度から発展途上国の外国人留学生を受け入れている
 会計専門職研究科では、カナダ・トロントのYORK大学シュールリック校(Schulich School of Business)とYORK大学英語研修所(York University English Language Institute: YUELI)との間で「明治—ヨーク国際会計プログラム(国際会計研修)」を実施してしている。このプログラムの参加者数は、2006年度17名、2007年度13名、2008年度は11名である。

(2) 改善方策

適切に交流を推進している。

IV 学位授与・課程修了の認定

1. 学位授与

○修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

(1) 現 状

大学院における学位授与の状況は以下のとおりである。

大学院における学位授与の状況

区 分	2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数
修士・博士前期	679	595	717	631	618	534
博士(課程)	168	42	186	43	187	47
博士(論文)		15		16		12

* 修了予定者数は当年度5月1日付の在籍者数

(2) 改善方策

従来、学位論文審査に係る内容的な基準が事前に学生に明示されていなかったため、内規で定めるだけに留まらず学位授与基準として大学院便覧などで事前に学生に明示して、当該の基準にしたがって審査を行うことを検討してきた。特に複数専攻のある研究科では、各々の特色を生かしつつ、要求の基準レベルの統一性をも図りながら、審査に必要な達成度のレベルについては学生に事前に明示することが望ましいと思われる。

2009年度より各研究科シラバスやHP等に、博士学位・修士学位取得のためのガイドラインを掲載するなど、公開の準備を進めている。これにより、学位取得のためのプロセスが明示されることとなる。

一部の研究科では、教員の負担増が深刻な問題となっており審査に支障をきたしていることもあるので、学外委員による評価も踏まえた改善が望まれる。

学位授与数についても一部の研究科ではやや少ないので、論文の質を維持しながらも研究指導を工夫することが望まれる。

(グローバル・ビジネス研究科)

(1) 現 状

「明治大学学位規程」の定めにより、所定の在学期間を満たし、所定数の単位を修め、かつ、修士論文（専門職成果報告書）を作成したものに「経営管理修士（専門職）」の学位を授与する。「明治大学専門職大学院学則」第33条に基づき、主査・副査3名の教員による審査を行い、70点以上を合格としている。一連の手続きについては、院生にも周知されている。

(2) 改善方策

適切な授与基準に基づき、適切に授与されている。

(ガバナンス研究科)

(1) 現 状

「明治大学学位規程」の定めにより、所定の在学期間を満たし、所定数の単位を修め、かつ、リサーチペーパーを作成したものに「公共政策修士（専門職）」の学位を授与する。「明治大学専門職大学院学則」第33条に基づき、主査・副査3名の教員による審査を行い、70点以上を合格としている。一連の手続きについては、院生にも周知されている。

(2) 改善方策

適切な授与基準に基づき、適切に授与されている。

(会計専門職研究科)

(1) 現 状

本研究科では、教育の質を確保するため成績評価を厳格に実施している。学位取得者については、2006年度66名（2007年2月末在籍者68名に対し97%）、2007年度76名（2008年2月末在籍者82名に対し93%）であり、ほとんどの学生が学位を取得しており、学位授与は適切に行われていると思われる。なお、課程の修了認定については、修了予定者の修得単位数や成績等を網羅した修了判定資料を教授会での修了判定会議で配布し、同会議にて審議および決議しており、適切である。

(2) 改善方策

適切な授与基準に基づき、適切に授与されている。

○学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

(1) 現 状

学位論文の受理、審査については、各研究科で内規を定め適正に運用している。

(2) 改善方策

論文審査の副査に学外の研究者を選定するなどの例もあるが、現状では殆どの研究科で、研究科内の教員が主査・副査を務めており、今後、改善が望まれる。

○修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

(1) 現 状

修士論文に代替できる課題研究については、現在、政治経済学研究科博士前期課程専修コースにおける「研究報告書」、経営学研究科博士前期課程マネジメントコースにおける「課題研究レポート」がある。いずれも、各研究科で内規を定め、

担当教員の指導のもと、適正に運用している。

(2) 改善方策

適性に運用されている。

○留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

(1) 現 状

外国人留学生入学試験実施にあたっては、日本語能力試験1級合格や日本留学試験に基準点を課す研究科もあるなど、授業実施や論文作成にあたって十分な日本語能力を有するかどうか、判定するようにしている。希望する国費外国人留学生や交換留学生に対しては、チューター制度を採用することにより、教育のみならず日本文化を理解する手助けを実施している。また、政治経済学研究所博士後期課程においては、特定留学生を受け入れており、担当教員による英語の授業や、英語による学位論文作成指導が行われている。

(2) 改善方策

適切に配慮している。

2. 専門職大学院等の修了要件等

○法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性

(法科大学院)

(1) 現 状

法科大学院の在学期間や修得単位数は法令に規定されており、そのとおりに行っている。

(2) 改善方策

法令に遵守し、教育目標に適合した在学期間、単位数となっている。

(専門職大学院)

(1) 現 状

グローバル・ビジネス研究科では、修了要件として、2年以上の在学で46単位以上(基礎科目群から6単位以上を含む)の修得と修士論文(専門職成果報告書)の作成とされている。社会人学生が無理なく経営の基礎と専門性が身につくように配慮されている。ガバナンス研究科では、2007年度、全学的な評点基準の改善に従い、S(90~100点)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、F(0~59点)の5段階評価とした。C以上の成績を修めることが単位修得の条件となる。成績評価項目としては、①「授業への出席状況」、②「討議への参加状況」、③「レポート等の報告」などであり、項目毎にその割合について明示することで、厳格な成績評価を行う。ただし、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)方式はとっていない。大講堂・マスプロ講義と異なり、少人数の対面式講義・演習が主であることから、評点A(80~89)以上の達成を目指し、その意味でも前傾評価項目(①~③)を重視している。会計専門職研究科では、1年間に履修できる単位数は36単位までに制限している。授業は、半期履修制の導入(後述の「論文指導Ⅱ」と「国際会計研修」を除く。)により学生の習熟度を早期かつ段階的に

把握して学習効果をより高めるように工夫している。

(2) 改善方策

法令に遵守し、教育目標に適合した在学期間、単位数となっている。

3. 課程修了の認定

○標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、その措置の適切性、妥当性

(大学院)

(1) 現 状

優秀な大学院生が、研究者として自立する時期を早める意味で、修業年限を短縮することは有効な制度と思われる。この制度については、各研究科において、学力や研究計画の審査、論文提出までの中間成果報告などについて内規を定め、厳正に運用している。

(2) 改善方策

厳正に運用している。

(法科大学院)

(1) 現 状

標準修業年限（3年）の未修者コースと既修者コース（2年）を設置し、入学試験時においてコース別に募集を行い、審査する。既修者コース入学者は、2年次に編入となり、1年次の26単位が免除となる。

(2) 改善方策

厳正に運用している。